

平成29年7月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課情報公関係

(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり意思確認を求めますので、本年7月18日(火)までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

平成29年6月19日(月)

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日

平成29年6月21日(水)

3 意思確認について

行政文書開示請求書の請求する行政文書の名称等として、①「司法書士の資格認定に関する訓令の運用通達(最新版)」及び②「平成14年度から平成28年度までの間に、司法書士の資格認定に関する訓令に基づき、司法書士資格を認定された人数が、年度別及び資格別に分かる文書」と記載されていますが、その請求趣旨に該当する行政文書を法務省本省では保有していません。

つきましては、以上を踏まえ、請求を維持されるかどうか回答願います。

4 開示請求手数料について

①及び②の請求を維持された場合、開示請求手数料は2件600円となります。

現在、あなたからは手数料として収入印紙300円分2枚を受領していますので、過不足はありません。